令和６年３月１日

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会　資料

【条例の構成（案）】

(条例の名称)

大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例

(目次)

(前文)

急激な人口減少と高齢化の進展により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、住民に身近な基礎的な自治体である市町村が、住民に対するサービスを将来にわたって安定的に提供できる機能や体制を確保することは重要である。

そのためには、市町村自らが、さらなる行財政の改革やデジタル技術の活用、企業等との連携を図るとともに、地域の状況によっては、効率的な人員や施設の配置等が可能となる広域連携や、行財政基盤の強化などを図ることができる市町村の合併に取り組むことが必要となってくる。

もとより市町村の将来像や進むべき方向性については、地方自治の理念である住民自治及び団体自治の原則に則り、市町村が住民とともに十分に議論を行った上で、市町村自らが判断することが必要であるが、市町村を包括する広域の自治体である府としては、これらの取組を行う市町村に対し、これまで以上にきめ細やかな支援を行い、その責任を果たす必要がある。

このような考え方のもと、府として、市町村に対し支援策を講じることで、市町村における基礎自治機能の充実及び強化に関する施策の推進が図られるよう、この条例を制定する。

（目的）

（定義）

（基本理念）

（府の責務）

（府議会の責務）

（計画or基本方針等）

（財政収支等の将来予測）

（気運醸成）

（調査及び研究）

（市町村との情報共有）

（府民の理解増進）

(組織及び運営の合理化に関する技術的助言)

（広域連携に関する技術的助言）

(市町村の合併に関する技術的助言)

（市町村に対する支援）

（財政上の措置）

（推進本部）

(本部の組織)

(委任)